



平成27年6月1日から自転車に新しいルールが施工されるそうですが、その内容を教えてください。



自転車運転中に14項目の「危険な違反行為」を2回以上した場合にその運転者に対し公安委員会が自転車運転講習を受講することを命じます。受講しない場合は5万円以下の罰金を払うことが科せられます。

「危険な違反行為」を2回以上摘発された悪質自転車運転者

自転車運転者講習を受講

5万円以下の罰金



14項目の「危険な違反行為」の内容を教えてください。



①信号無視をした

自転車も自動車と同様に車両信号機に従う義務があります。なお、歩行者用信号機が付いている横断歩道を渡る場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。それに違反したら危険な違反行為になります。



**②自転車通行禁止道路を通行した**

右の図の自転車通行禁止の道路標識のある道路を通行したら危険な違反行為になります。

**③歩行者用道路を通行するときに徐行しないで通行した**

右の図の歩行者用道路の標識が掲示されている歩道で、歩行者専用となっている道路を通行する場合は、歩行者に気をつけて徐行をしなければならないのに、この規定に違反して通行したら危険な違反行為になります。

**④車道の左側を通行しないで通行した**

自転車は軽車両です。車両ですから車道の左側を通行しなければなりませんのに、車道の右側を通行したり、道路右側の路側帯を通行したりした。歩道を通行できる条件を満たしていないのに歩道を通行したら危険な違反行為になります。

⑤路側帯の歩行者を妨害違反した

自転車は、道路左側の路側帯を通行できる場合があります。この場合においては、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。この規定に違反して通行した場合は妨害違反となり危険な違反行為になります。

**⑥踏切に立ち入った**

- ・踏切の遮断機が閉じようとしているとき、
- ・遮断機が閉じているとき、
- ・踏切の警報機が鳴っているとき。

こんなときは踏切に入ってはなりません。この規定に違反して通行したら危険な違反行為になります。

⑦交差点優先車を妨害した、優先道路通行車を妨害した

信号機のない交差点では、

- ・道路標識等によって示された優先道路を通行します。
- ・明らかに幅の広い方の道路が優先します。
- ・徐行・一時停止の道路標識がない方が優先となります。
- ・これらで優先関係が定まらない場合には、「左方優先」となります。

これらは自転車にも適用されます。これに違反した場合は危険な違反行為になります。

⑧交差点で右折するとき他の車両の進行を妨害した

交差点で右折する場合に

- ・自転車も含む直進する車両
- ・左折する自転車も含む車両

の進行を妨害した場合は危険な違反行為になります。

⑨環状交差点で他の車両の進行を妨害した

環状交差点に入ろうとする場合は、

- ・環状交差点を通行する場合は自転車も含む車両の進行妨害をしてはなりません。
- ・通常の交差点と同様に徐行をして、安全な速度と方法で通行しなければならないという注意義務があります。これに違反すると危険な違反行為になります。

**⑩一時停止違反をした**

交差点の手前に一時停止の道路標識があれば、自転車であっても、停止線の直前で一時停止をしなければなりません。これに違反すると危険な違反行為になります。

**⑪歩道の歩行者妨害をした等**

歩道のある道路において自転車は、原則としては車道を通行しなければなりません。ただし、条件により歩道を通行できる場合もあります。この場合において歩道を通行する自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また歩行者の妨害となる場合には一時停止しなければなりません。これに違反すると危険な違反行為になります。

⑫ブレーキなし自転車で通行した

自転車には、前輪と後輪の両方に、所要の性能を満たすブレーキをつけなければなりません。

全くブレーキがない自転車はもとより、片方にしかブレーキがない自転車についても、運転をすると危険な違反行為になります。

⑬酒酔い運転をした

自転車も飲酒運転が禁止されています。当然、危険な違反行為になります。

⑭安全運転義務違反

傘さし運転や、大音量で音楽等を聞きながらの運転、スマホをいじりながらの運転は、安全運転義務違反になります。これらの行為をしての運転は危険な違反行為になります。